



第146号

43. 12. 13 発行

発行所 加治木町役場
発行者 曾木 隆輝
担当者 向江 巧
編集者 中元 邦夫
印刷所 吉屋 印刷

全ご家庭に、もれなく配布

年末特集号

さきに、わたしたちは町民憲章を制定し、町民としての生活目標を定めました。

新年を迎えるにあたって、この町民憲章の精神を生かし、町民一人一人がつよい自覚の上に立って、公共心を高め、生活の合理化に努力し、青少年の健全な育成のために全町民の力をあわせ、明るい豊かな加治木の町をつくりましょう。

年 末 年 始 の 生 活 目 標

- 忘年会、新年会の自しゆく。(午後9時のサイレンで終わる)
- 門松は枝松(門松カード)を使用。
- 年始あいさつは戸別訪問をやめ合同年始会へ。
- 記帳生活の実行。(家計簿、経営簿)
- 贈答品は虚礼を廃して真心のこもったものに。
- 正月料理は心のこもった温かい手料理で。
- 買物は町内商店で。
- 歩行者も運転者もお互い交通規則を守ろう。
- 助け合い運動への協力。

青 少 年 の 保 護 育 成

- ◇ すべてのおとなが姿勢を正して町のよい子を育てましょう。
- 子ども中心で楽しい正月を送りましょう。
- 反省や計画を家族ぜんぶで話し合ひましょう。
- よい本やよいテレビ番組を選んで見せましょう。
- 規則正しい生活をさせましょう。(夜間外出禁止)
- おとなも子どもも外出する時は必ず行く先をはっきりと。

誰でも・いつでも・どこでも できる3つの運動

1. 「あいさつ先手運動」

”どうぞ。”ありがとうございます。”どうもすみません。”

この運動は、相手より先にあいさつをすることによって、あたたかい人間関係をつくっていかうとするものです。

2. 「親切運動」

この運動は、どんな人に対しても、どんな小さいことでも、相手に善意をもって親切をつくり、住みよい社会をつくらうとするものであります。

3. 「庭先清掃運動」

この運動は、家庭の庭だけでなく、その先の道路まで清掃し、美しい町づくりをしようとするものであります。特に、家庭の日には、家族そろって奉仕活動につとめることをねらっております。

また、12月15日から31日まで全県的な運動として練りひろげられますが、本町においては、善意と愛情に結ばれた美しく住みよい郷土加治木を築いていくために、わたしたちの生活目標としていつまでも続けていきたいものです。

冬休みの生活心得十ヶ条

町生活指導協議会で「冬休みにすべての児童、生徒が守らねばならない生活の心得」として、次の十ヶ条をきめました。ひとりひとりが、この十ヶ条をしっかり守って楽しい冬休みがすごせるようにいたしましょう。

冬休みの生活心得十ヶ条

1. 外出するときは、必ず行き先を明らかにして午前10時～午後5時までとする
(サイレンを合図に)夜間外出は禁止。
2. 許可映画以外は禁止。
3. 無免許運転、自転車のふたり乗り、平行運転は禁止。
4. 道路での遊びや危険な遊びはしない。
5. 路上で立ちぐいはやめよう。
6. 店内や店頭でうろつかない。
7. 横断歩道はかならず手を上げて渡ろう。
8. 児童や生徒だけでスケートやサイクリングに行かない。
9. 無届けで生徒だけの忘年会や同窓会はしない。
10. 酒やたばこはぜつたいのまない。